

売主様：【バッグ大会申し合わせ事項】

第1条（市場運営費）

1. 当社が特に指定する場合を除き、売主が負担する市場運営費は、成約金額に以下の手数料率を乗じた金額とします。なお、市場運営費の計算では、成約金額に消費税は含みません。

商品のカテゴリー	成約金額	手数料率
バッグ	5万円以上	(成約金額の) 3%
	1万円以上5万円未満	5%
	1万円未満	10%
アパレル	3万円以上	5%
	3万円未満	10%

2. キャンペーンなどの理由で前項に記載する市場運営費の料率を変更する場合は、当サイト内での告知等にてより周知します。
3. 売主は、第1項の市場運営費に消費税相当額を付加し当社に支払うものとします。

第2条（出品時の注意事項）

1. ひと箱あたりで売主が出品できるロット数は10件までとします。なお、1ロットにつき10点まで商品の出品を追加・登録することができます。
2. 割れ物及び香水の出品は受け付けておりません。万一、出品を希望する場合は、平場・道具市に出品ください。
3. 当社が確認することができる範囲で、純正の状態から装飾・変更（内部の仕様等の変更を含む）が加えられている商品及び商標権侵害の恐れがあると認められる商品については、出品をお断りする場合があります。なお、当社が出品を認める場合であっても、出品方法、並びに出品表及び商品情報の表示・記載方法については、当社の指定に従うものとします。

第3条（商品に関する申告事項）

1. 売主は、自らが出品する商品に関する正確な情報を誠実に申告する責任を負います。売主は、以下の事項を可能な限り出品表に記載のうえ出品しなければなりません。
 - (1)品目
 - (2)ブランド
 - (3)モデル名
 - (4)型式番号

(5)素材

(6)付属品等の商品に関する情報

2. 前項の第1号、第2号及び第3号については、出品表への明記が無い場合、売主が特にその内容を保証しない事項として取扱います。
3. 新品又は未使用品を出品する場合、売主はその旨を出品表に明記して出品するものとし、その場合の状態は売主の保証とします。

第4条（指値）

指値は、3万円以上から1,000円単位で設定することができます。

第5条（後交渉）

1. ブランド及びアパレル商品のリメイク（補修、再塗装・リカラー、張り替え、社外チェーン、パーツ交換、その他一般的な加工・カスタム）の有無については、出品表での申告有無に関わらず、売主の保証外とします。万一、出品表又は商品情報に「リメイク」に関する記載がなく、落札後に商品のリメイクが発覚した場合であっても後交渉の対象外です。
2. 前項に関わらず、メーカーによる正規のアフターサービスが受けられない場合（詳細は本規約第18条第5項に従う）は後交渉の対象とします。

第6条（前付け）

1. 同一の箱で出品された商品のうち、指値が無く入札されなかった商品（以下「前付け商品」という）については、当社は、当該商品の枝番号の直前（又は直後）の枝番号の落札商品とともに1つの山として扱い、当該落札商品の成約取引の内訳に追加することができます。なお、前付け商品の所有権は、当該落札商品にかかる成約金額の決済完了をもって、当該落札商品の買主に移転します。
2. 前付け商品として成約した商品は、後交渉の対象外とします。ただし、前付け商品を伴う落札商品に後交渉事由があり返金が成立したときは、当該落札商品の返品と併せて前付け商品も返品となります。

第7条（鑑定）

当社は、売主及び買主双方の了承に基づきメーカーに対し鑑定の依頼を行う場合があります。なお、当該鑑定により商品の原状変更（破損を含む）が伴う場合がありますが、当社はその修理費を含む一切の責任を負いません。

以上

2025年11月13日 施行

株式会社 OKURA